資料3-3-2

ホワイトスペース帯における技術的条件の考え方について

- **空中線電力**
  - 電波伝搬特性の調査結果を踏まえ、現行とおりとする。
- **空中線電力許容値**
  - 空中線電力の上限の許容値を＋２０％以内に変更にすることにより、地上デジタルテレビジョン放送への干渉量を軽減。
- **スプリアス発射又は不要発射の強度の許容値**
  - 地上デジタルテレビジョン放送の隣接チャンネルに対し、ETSI300-422のスプリアス規定(4nW)（470MHz-710MHz帯）を適用。
  - ただし、隣接チャンネル帯域内干渉の混信保護基準を満たすためには離隔距離が必要。
  - なお、中心周波数±1MHz以内及び 470MHz-710MHz以外の帯域は2.5μW
- **特定ラジオマイクの中心周波数、占有帯域幅および隣接チャンネル漏えい電力規定**
  - 占有帯域幅、隣接チャンネル漏えい電力は、現行とおりとする。
  - 中心周波数は、隣接チャンネル帯域内干渉の混信保護基準を満たすために帯域の両端からデジタルアナログ方式両者とも1MHz離れた範囲内とすることが必要。
    （ただし、特定ラジオマイクが６MHz帯域を連続して使用できる場合は、１MHz幅も含めて使用が可能。）

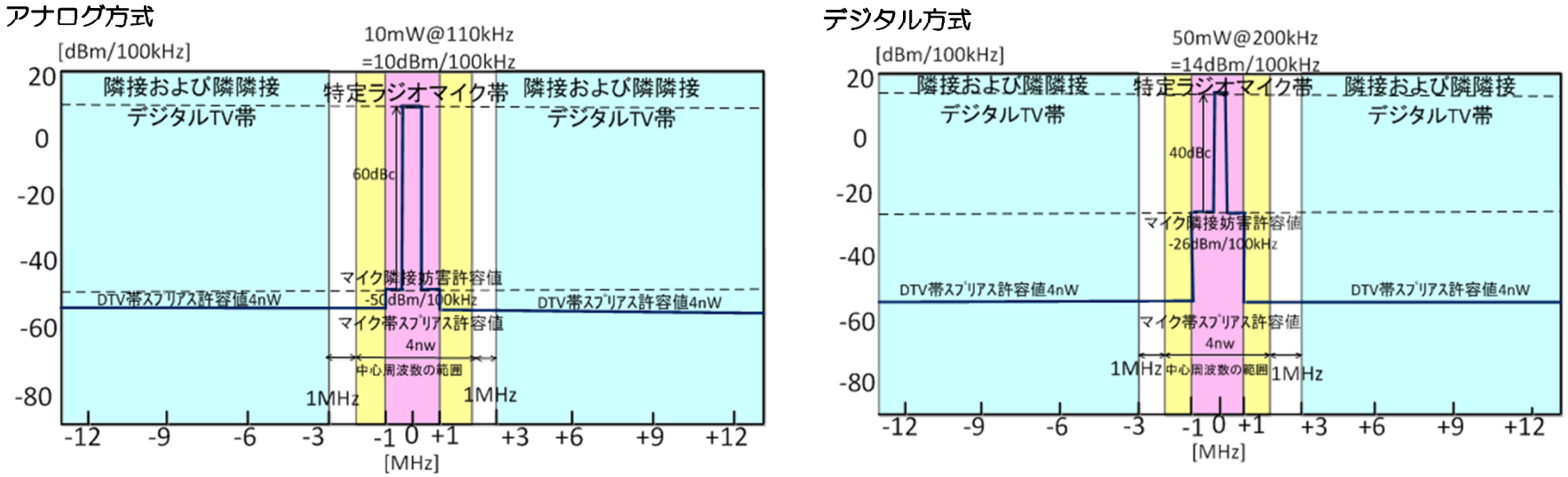

漏えい電力およびスプリアス許容値と中心周波数の概念図